

生活保護廃止取り消し

就学中の世帯分離争い原告勝利

熊本地裁

熊本県長洲(ながす)町在住の男性(73)が生



勝訴の旗を掲げる弁護士と支援者ら＝3日、熊本地裁前

生活保護廃止は違法だと
して、熊本県に処分
取り消しを求めた「生
活保護廃止処分取り消
し訴訟」(長洲事件)の
判決が3日、熊本地裁
でありました。仲辻雄
一朗裁判長は、県の処
分を取り消す原告勝訴
の判決を出しました。

訴訟は、孫と同居し
ていた原告が生活保護
を受給する際、看護学
校に進学する孫につい
ては、「自らの収入で就
学・生活せよ」として

世帯分離していたにも
かわらず、孫の収入
が増えたからと熊本県
玉名福祉事務所長が世
帯分離を解除し、原告
世帯に編入したうえで
生活保護を廃止したこ
とから2020年に起
こされました。

判決では、「就学中
の孫と原告夫婦の世帯
分離を継続することが
双方の経済的な自立に
役立つ状況にあったこ
とは明らか」と指摘
しました。

同訴訟は就学中の世
帯分離を解除した初め
の事例。原告弁護士団
は「生活保護世帯の子
どもの就学保障によっ
て貧困の連鎖を断ち切
り自立を助長する、世
帯分離という仕組みの
適用に万全を期すこと
を求めた極めて重要な
意味をもつ」と評価し
ました。

原告の男性は「この
判決を生かして、二度
と誤った判断をくださ
ないようにしてほし
い」と話しました。

支援に熊本市生活と
健康を守る会の益田牧
子会長、県労連の榎本
(うめもと)光男議長、
年金者組合県本部の小
田憲郎委員長らが駆け
つけました。